

第3 低炭素社会の構築に向けた取組

1 地球温暖化対策条例に基づく取組

京都市地球温暖化対策条例で定める、「平成 42（2030）年度までに平成 2（1990）年度比 40%削減、平成 32（2020）年度までに平成 2（1990）年度比 25%削減」という目標の達成に向け、地球温暖化対策推進本部を中心に全庁的に取組を推進し、地球温暖化対策推進委員会により、その取組の点検評価を行う。

(1) 京都市地球温暖化対策条例

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進のため、「京都市地球温暖化対策条例」を平成 16 年 12 月に制定し、平成 17 年 4 月 1 日から施行している。

平成 22 年 10 月には、条例の施行状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、全部改正を行った。改正した条例は、平成 23 年 4 月から施行している。（特定建築物における地域産木材の利用、再生可能エネルギー利用設備の設置、建築物環境配慮性能の表示、特定緑化建築物における緑化の義務規定については、平成 24 年 4 月から施行している。）

同条例は、温室効果ガス総排出量の削減目標として、「平成 42（2030）年度までに平成 2（1990）年度比 40%削減、平成 32（2020）年度までに平成 2（1990）年度比 25%削減」を掲げたうえ、事業者排出量削減計画書制度、建築物排出量削減計画書制度における義務規定を拡充し、緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務を設けた。また、削減目標や主たる対策については、京都府地球温暖化対策条例との共同化を図っている。

市内の温室効果ガス排出量の状況や、地球温暖化対策に基づく施策の進ちょく状況については、同条例の規定に基づき、毎年度、「地球温暖化対策に係る年次報告書」としてとりまとめ、公表している。

(2) 京都市地球温暖化対策計画＜2011～2020＞（平成 23 年 3 月策定）

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間として、京都市地球温暖化対策条例に規定する削減目標を達成するため、本市が取り組む施策、市民生活及び事業活動に求められる取組、取組の進ちょく管理の方法とそれを実施するための体制を定めている。

【計画の概要】

ア 計画策定の趣旨

京都市の温室効果ガス排出の現状や社会的な動向を受けて、持続的な発展が可能な低炭素社会を構築するために、中長期を展望した目標を掲げ、市民や事業者等の皆様と共に温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めていくものである。

(ア) 計画の位置付け

京都市地球温暖化対策条例に基づく地球温暖化対策計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）である。

(イ) 計画の期間

2011（平成 23）年度から 2020（平成 32）年度

イ 削減目標

京都市域からの温室効果ガス排出量を、「2020（平成 32）年度までに、1990（平成 2）年度比で 25%削減する。」ことを目標としている。

ウ 6つの社会像の提示

低炭素社会の実現に向けては、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムを転換していくことが不可欠であり、そのためには市民や事業者が広く共感でき、共有することができる社会像を提示し、それに向けた政策を進めていくことが重要である。

このため、京都の特性を考慮した 6 つの観点から、条例の削減目標年次である 2030（平成 42）年度の低炭素社会像を提示している。

- ① 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち
- ② 森を再生し「木の文化」を大切にするまち
- ③ エネルギー創出・地域循環のまち
- ④ 環境にやさしいライフスタイル
- ⑤ 環境にやさしい経済活動
- ⑥ ごみの減量

エ 削減効果指標による施策の進行管理

「太陽光発電設備の発電出力」などの、温室効果ガス削減の「削減効果指標」を設定し、各指標について 2020（平成 32）年度の目標値を定めている。削減効果指標を毎年度把握したうえで、数値目標との乖離が大きなものについては施策を強化するなど、的確かつ具体的な進ちょく管理を図る。

オ 3つの戦略プロジェクト

上述の社会像を実現するために、「まち」「経済」「暮らし」という 3 つの観点から重点的に推進する施策群を、「戦略プロジェクト」として位置付けている。

- ① 歩くまち・低炭素都市づくりプロジェクト
- ② グリーン・エコノミー創出プロジェクト
- ③ エコライフ・コミュニティ創出プロジェクト

(3) 地球温暖化対策推進本部（平成 17 年 4 月設置）

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための全庁横断的な組織体制であり、市長を本部長とし、各局、区長等で構成する。

地球温暖化対策条例に規定する年次報告書の作成や地球温暖化対策の推進に関する施策で重要なものの企画、立案、総合調整などの事務を所掌する。

(4) 地球温暖化対策推進委員会

京都市環境審議会の部会として、平成 19 年 2 月に「地球温暖化対策評価検討委員会」を設置した。地球温暖化対策計画の取組を点検評価するための第三者機関であり、学識経験者に加えて、市民、事業者の代表などで構成され、2 年間の任期において 9 回、委員会を

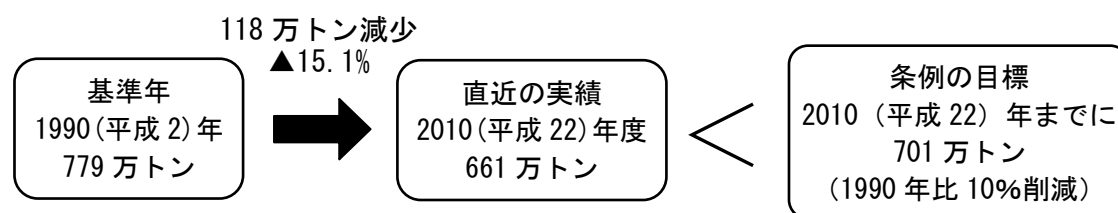
開催した。

平成 21 年度からは、委員を再編成し、名称を「地球温暖化対策推進委員会」に改め、地球温暖化対策条例の改正及び新たな地球温暖化対策計画の策定について審議した。

平成 23 年度に委員改選を行い、同条例・同計画に掲げた施策の進ちょく管理, 評価を行っている。

(5) 京都市における温室効果ガスの総排出量（2010（平成 22）年）

2010（平成 22）年度における温室効果ガスの総排出量は、661 万トンであり、基準年（1990（平成 2）年）の総排出量 779 万トンから 118 万トン、15.1%減少し、改正前の京都市地球温暖化対策条例で掲げる 10%削減の目標を達成した。



※ この総排出量は、化石燃料の使用等に伴い実際に排出された温室効果ガスから、森林吸収量や市民が設置した太陽光発電からの余剰電力の売却量など、温室効果ガス排出量を削減する効果のある量（削減効果量）を差し引いたものである。

(6) 事業者排出量削減計画書制度

平成 23 年 4 月に施行した改正京都市地球温暖化対策条例に基づき、新たな事業者排出量削減計画書制度を実施している。本制度は、改正前の本市区域内の事業者のうち、一定要件以上の事業者を「特定事業者」と定め、事業者排出量削減計画書及び削減報告書の提出を義務付けることに加え、本市が当該削減計画書及び削減報告書の総合評価を行い、公表することにより、特定事業者の積極的な温室効果ガス排出削減の取組を促すとともに、当該取組を支援するために下記の取組を実施するものである。

- ア 事業者への周知徹底及びスムーズな制度の移行を促すため京都市地球温暖化対策条例に基づく義務内容の説明会及び個別相談会を実施する。
- イ 提出された削減計画書に基づき、各事業者における削減目標の確認及び重点対策の取組状況を把握するため訪問調査による情報収集を行う。
- ウ 提出された削減計画書、削減報告書及び根拠資料等に基づいた総合評価を行い、評価結果を公表するとともに、低評価事業者に対して原因を追求するため専門的な知識や経験を有する者による訪問調査を実施し、より一層の省エネルギー対策等に取り組むよう、エネルギー使用の合理化に資する措置等を指導・助言する。
- エ 計画期間において著しく温室効果ガスを削減した優良な事業者については、取組内容について効果分析等の検証を踏まえ顕彰を行う。

平成 23 年度からは事業者排出量削減計画書制度の第一計画期間（平成 23～25 年度）における取組を実施しており、平成 23 年度は特定事業者 146 者からの削減計画書の受理、当該計画書の総合評価及び低評価事業者への訪問調査を実施した。平成 24 年度は、平成 23

年度分の削減報告書の受理及び低評価事業者への訪問調査を実施する。

(7) 建築物排出量削減計画・公表制度

京都市地球温暖化対策条例に基づき、2,000 m²以上の新築又は増築を行なう建築物（特定建築物）の建築主に、建築物排出量削減計画書の提出を義務付け、その内容を公表している。

平成24年10月1日現在470件の計画書の提出を受け、特定建築物の建築主に対して温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を促している。

また、平成23年4月1日からは、京都にふさわしい環境配慮建築物の評価基準であるCASBEE（キャスビー）京都による評価を義務付け、平成24年10月1日現在132件の評価結果の提出を受けた。さらに、持続可能な森林資源の循環サイクルやエネルギーの創出・地域循環の進展に取り組む観点から、平成24年4月1日以降に確認申請を行う特定建築物には、地域産木材の利用や再生可能エネルギー利用設備の導入及びCASBEE京都評価結果の表示を義務付けている。

(8) 府市行政協働パネル

実務者レベルで、府市の共通する課題や問題を提起しあい、府市で協働できることや、二重行政の回避などについて協議を行うために府市行政協働パネルを開催しており、平成20年度からは地球温暖化防止について話し合う地球温暖化対策パネルを実施している。平成23年度は平成24年3月に実施し、再生可能エネルギーの促進及び省エネ・節電の取組の開催について協議した。

2 環境モデル都市行動計画に基づく取組

本市は、平成21年1月23日に、温室効果ガスの大幅な削減などに高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に選定された。現在、平成21年3月に策定した「京都市環境モデル都市行動計画」に基づき、低炭素社会の実現に向けた取組を進めている。環境モデル都市行動計画の事業進ちょく状況について、平成21年度は、国から「先進的な事業を推進するなど進ちょく状況が優れている」という「A評価（S、A、B、Cの4段階評価。「S評価」取得都市はなし）」を、平成22年度は、5項目（各5段階評価）のレーダーチャート式の評価で「市民のアイデア・市民力」、「地域活力の創出」の分野において最高評価を、他の3項目についても平均以上の評価を得た。

引き続き、行動計画に掲げる「『歩くまち・京都』戦略」、「『木の文化を大切にするまち・京都』戦略」、「“DO YOU KYOTO?” ライフスタイルの変革と技術革新（イノベーション）」の3つのシンボルプロジェクトの推進に当たり、平成21年度に策定された「『歩くまち・京都』総合交通戦略」、「『木の文化を大切にするまち・京都』市民会議」の検討報告書や、「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」の提言などを踏まえ、京都の特性・魅力を生かした取組を推進する。

(1) 「木の文化を大切にするまち・京都」推進事業

二酸化炭素の吸収源である森林に恵まれた京都が歴史的に培ってきた木造建築や景観などの「木の文化」を踏まえ、中長期的な展望のもとに「低炭素型景観の創造」を目指し、都市構造、暮らし、木材の流通、森林涵養など幅広い観点から、「木の文化を大切にするまち・京都」の実現に向けた取組について議論するため、平成20年12月、「木の文化を大切にするまち・京都」市民会議を設置した。市民会議には、専門的事項を検討する3つのプロジェクトチーム（「森と緑」、「京都環境配慮建築物（CASBEE 京都）」、「平成の京町家」）を設置し、議論を進め、平成22年3月に検討報告書を取りまとめた。

(2) 環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議

低炭素社会の構築を目指し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」を設置した。環境、経済、消費生活、教育、青少年健全育成、防犯、労働、景観、まちづくり、文化歴史などの幅広い観点から、課題や方策について議論が行われ、平成22年4月には、ライフスタイルの転換を進めるうえで、大切にしたい「12の視点」が盛り込まれた提言が提出された。

この提言をもとに、平成22年度以降、「環境にやさしいライフスタイルの転換プロジェクト」を実施している。

(3) 「京都市環境共生市民協働事業基金」（京都市民環境ファンド）

低炭素社会の構築、循環型社会の推進により、「環境共生型都市」を実現するために「京都市民環境ファンド」を設置し、寄付金、国庫補助金等のほか、家庭ごみの有料指定袋制による収入の一部を積み立てている。有料化財源による積立金については、「ごみ減量・リサイクルの推進」、「まちの美化の推進」、「地球温暖化対策」の3つの分野の事業に充当するほか、他の財源についてもその趣旨に沿った各種事業に充当している。また、一部を複数年にわたり積み立て、市民意見等を基に用途を検討し、中長期的な事業に活用していく。

3 家庭部門における地球温暖化対策

「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの展開や学区を単位とする環境に配慮した取組の浸透などを通じ、温室効果ガス排出量が増加し続けている家庭部門からの削減を図る。

(1) 「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの展開

京都議定書発効の地として、「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、環境にやさしい取組の普及活動を行っている。特に、毎月16日の「DO YOU KYOTO? デー」（環境に良いことをする日）において、市民や事業者の皆様と一緒に「ライトダウン」や「京灯ディナー」、「ノーマイカーデー」などの統一行動を推進している。また、「DO YOU KYOTO?」をラッピングした市バスを走行させているほか、本市が主催する環境関連イベント等において「DO YOU KYOTO?」及び地球温暖化対策の重要性について、啓発を進めている。

(2) こどもエコライフチャレンジ推進事業

将来を担う子ども達が地球温暖化問題に対し、自ら考え体験する授業を通じて理解を深め、夏（冬）休み期間中に家庭で「子ども版環境家計簿」に取り組むことにより、子どもの視点からライフスタイルを見直し、地球温暖化防止につながるエコライフの実践継続を図っている。休み期間中の取組を充実したものにするため、休み前に事前学習会と、休み後に事後学習会をそれぞれ開催する。

平成 23 年度は全市立小学校 173 校で実施し、平成 24 年度も全市立小学校 170 校で実施する。

(3) 環境にやさしいライフスタイルへの転換プロジェクト

平成 22 年 4 月に「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」から提出された提言に示されたライフスタイルの転換を進めるうえで大切にしたい「12 の視点」を実践に移す取組として、市民団体や民間企業等と連携しながら、ライフスタイルの転換につながるキャンペーンなどを実施している。

平成 23 年度は、朝型生活を推奨する「京朝スタイル」の取組、夏期及び冬期の節電・省エネの啓発、大学生を対象としたエコ・ワークショップ「大学生@エコカフェ」の開催などを行った。

平成 24 年度も、朝型生活を推奨する「京朝スタイル」の取組や「インターネット版環境家計簿」の推進を行っている。

(4) 低炭素のモデル地区「エコ学区」事業

平成 23 年 7 月に低炭素社会実現に向けた先進的な取組を実践するモデルとなる学区を各区役所・支所に 1 学区（山科区は全学区）ずつ、計 14 学区認定した。平成 24 年度までの 2 箇年にわたり、省エネの推進、環境学習や地域実験に取り組むなど、地域独自の環境活動を積極的に実施し、モデルとなる学区全体でのライフスタイルの転換や、地域力の向上を図っている。

平成 24 年度は 23 年度に引き続き、14 学区のうち、2 学区（合計 10 チーム）でエコライフの専門家である環境ボランティアの支援のもと地域ぐるみで省エネに取り組む「くらしの匠」事業の実施、5 学区で各家庭のライフスタイルに合わせたオーダーメイドの省エネ方法を提案し、効果的な CO₂削減を進める「うちエコ診断」事業と「省エネ学習会」の実施、残り 7 学区で各学区からの提案を基に取り組む「地域実験事業」を実施している。

さらに、平成 24 年 6 月に各学区における取組状況を発表し、参加者の交流を深める「情報交流会」を開催した。

4 産業・業務部門における地球温暖化対策

中小事業者に対して省エネ及び節電の取組を「きっかけづくり」から「設備の導入助成」まで総合的に支援する「中小事業者省エネ・節電総合サポート事業」などを通じ、産業・業務部門からの温室効果ガス排出量の削減を図る。

(1) 中小事業者省エネ・節電総合サポート事業

ア 省エネ・節電アドバイザー

中小規模の事業者が抱える経費削減の課題の解決に向けて、省エネ・節電アドバイザーが事業所等を訪問し、経営相談と連携した省エネ及び節電に関する相談を実施し、きめ細やかにアドバイスする事業を実施する。

イ 省エネ・節電診断

省エネ及び節電に関する専門家を派遣し、対象となる事業所等の具体的なエネルギー使用状況や設備の使用状況等を調査・診断し、改善に向けた省エネ・節電対策の提案を行う。

ウ 省エネ・節電設備導入補助

省エネ・節電診断で本市が提案した対策のうち、省エネ及び節電の効果が高い設備の導入等を実施する事業者に対して、その補助対象経費の3分の1以内（上限150万円）を本市の予算の範囲内で補助する。

(2) 事業者向け環境学習セミナー

事業者において、地球温暖化防止の取組を推進し、事業所内で環境活動を中心となって推進する人材を養成するため、施設見学やグループワークを中心とした連続セミナーを開催している。

平成24年度では、環境活動の事例発表会において、連続セミナーの受講者に加えて事例発表会のみ参加者も募集することで、より多くの事業者が環境にやさしい取組の事例を学べるようにした。

セミナー修了者に修了証書を発行するとともに、修了者の所属する事業所にセミナー推進事業所として認定証書を発行した。

また、連続セミナー後の各事業者における環境活動の取組や行動の成果を報告し共有することを目的とした「フォローアップセミナー」をセミナー終了から半年後に開催する。

(3) グリーン購入の促進

環境への負荷が少ない商品やサービスを、優先的に購入する「グリーン購入」を広く普及させるため、京都府、本市が働きかけ、平成16年11月に「京都グリーン購入ネットワーク（KGPN）」が設立された。同ネットワークと連携し、市民、事業者のグリーン購入を推進している。

会員数145（平成24年3月末現在）

(4) スマートシティ京都プロジェクトの推進

情報通信技術を活用して、太陽光などの再生可能エネルギーの地産地消の推進に加え、エネルギーの最適利用、交通の最適化、省エネ活動の促進を目指す京都ならではの「スマートコミュニティ」を構築するため、学識者、民間企業、関係団体、財京都高度技術研究所、京都市などで構成する「スマートシティ京都研究会」を平成22年12月に設立し、産学公が連携した検討を進めている。研究会では3つの分科会を設け、分科会ごとに「研究テ-

マ」を設定して、京都ならではのスマートコミュニティの構築を検討している。

【分科会構成】

岡崎地域分科会	①京都会館 ②「グリーンZOO」 ③ゼロエミッションストリート
らくなん進都分科会	①環境に優しいバスの循環 ②中小企業ICT連携クレジット ③高機能性化学研究開発拠点
職住共存地域分科会	①エネルギーの助け合い ②次世代エネルギーの井戸端づくり ③安心・安全の拠点・サービスづくり

平成23年度には、(財)京都高度技術研究所を主体として、経済産業省「スマートコミュニティ構想普及支援事業」の採択をうけ、「京都岡崎ゼロエミッションパーク事業化可能性調査」を実施し、岡崎地域における再生可能エネルギーの徹底活用と、エネルギーを地域単位で有効活用するネットワーク構築の可能性について検討し、その有効性を確認した。

平成24年度は、分科会における検討を踏まえて、岡崎地域におけるエネルギーの地産地消を中心とする「京都岡崎ゼロエミッションパーク」、複数住戸間のエネルギー融通について実証する「スマートハウスエネルギーネットワーク」の2つを先行ターゲットとして掲げ、具体化に向けて取り組む。

5 運輸部門における地球温暖化対策

(1) エコドライブ普及促進

平成8年度から、不必要なアイドリングの停止を普及・啓発する「アイドリング・ストップ運動」を市内駐車場等で展開してきた。平成19年度からは環境にやさしい運転方法であるエコドライブの実践と普及を進めるため、「京エコドライバーズ宣言」の登録制度を創設し、登録の拡大を図っている。

京エコドライバーズ宣言

【目標】平成23年度以降、毎年度新たに20,000名以上

【実績】平成24年3月末時点 累計86,757名

平成24年9月末現在 累計94,116名

また、平成16年度からの事業者向けの「エコドライブ推進者」研修会に加え、市民向けのエコドライブ教室も実施している。

平成20年度からは、事業所を対象として「エコドライブ推進事業所」の登録拡大を図り、エコドライブのさらなる普及を行っている。また「エコドライブ推進事業所」に対し、エコドライブの実践を促し、その効果を実感していただくため、エコドライブ支援装置の貸し出しを行っている。

エコドライブ推進事業所

【目標】平成24年度末 1,000事業所

【実績】平成24年9月末現在 累計725事業所

(2) 京都市都心部(まちなか)グリーン配送推進協議会

事業者の自主的なグリーン配送を推進することを目的として、職と住が複合する職住共存地区を含んだ市中心部において、商店街振興組合等の事業者団体及び商工会議所等の関係団体で構成する「京都市都心部(まちなか)グリーン配送推進協議会」を平成16年1月に設立し、エコドライブの推進、配送の効率化の推進、環境への負荷の少ない自動車の導入等を推進している。

平成16年11月には、「エコドライブ推進者認定制度」を創設し、平成24年3月末までに31回の研修会を開催し、928名をエコドライブ推進者として認定した。また、平成17年度から「京・まちなかエコカー普及運動」を推進している。

(3) 次世代自動車普及促進事業

環境性能の高い電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)の普及を促進するため、平成21年度から、中小企業への電気自動車、充電設備設置に対する融資制度を京都府と共同で実施するとともに、タクシー・レンタカー事業者への電気自動車等導入補助(最大60万円)を行っている。平成22年4月から、電気自動車(軽自動車)に対する軽自動車税の免除を実施している。

平成24年9月末までに、公用車に電気自動車を7台導入(平成21年度5台、平成22年度2台、環境政策局分)し、市内の公共施設に太陽光発電付充電設備を12基設置(平成21年度6基、平成22年度3基、平成23年度3基)した。

また、電気自動車の周知と将来的な普及促進等に係る検討を行うため、平成21年度から市民向けに無料で電気自動車を利用できるEVカーシェアリングを実施し、累計2,603件(平成24年9月末時点)利用されている。

さらに、22年度から「次世代EV京都プロジェクト」に基づき、充電インフラに関する実証実験や電動バス運行実験を実施している。

6 再生可能エネルギーの利用促進

(1) エネルギー政策

原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の実現に向けて、地球温暖化対策と連携した再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーを推進するため、国のエネルギー政策の動向も見極めながら、必要な調査、研究、企画及び調整を行う。

平成24年度は、関西電力株式会社に対して、株主として脱原発依存や経営の透明性の確保等の提案を行うとともに、国に対しても原子力発電に依存しない電力供給体制の実現等について要請を行った。また、夏季の電力需給状況を踏まえ、市民、事業者との協力の下、節電対策を実施した。

(2) 太陽エネルギー利用促進事業

住宅等に太陽光発電システムを設置する市民に対して平成15年度から助成制度を設け

ており、平成18年度から共同住宅を対象に加え、さらに平成21年度から景観規制区域内には上乗せ助成を行い、平成22年度から集会所を助成対象に追加した。

平成21年度は431件(1,472kW)、平成22年度は857件(3,056kW)、平成23年度は1,571件(6,204kW)に助成しており、太陽光発電システムの導入は年々著しく拡大している。また、東日本大震災による、市民の再生可能エネルギーや防災への意識の高まりを受け、これまでの「太陽光発電システム」に加え、優れたエネルギー変換効率を有するものの普及が進んでいない「太陽熱利用システム」、再生可能エネルギー電力の地産地消を促進する「蓄電システム」の3つを太陽エネルギー利用設備として助成対象に加え、設置費用の一部を助成することで自立分散型再生可能エネルギーの普及を図っていく。

なお、助成単価については、太陽光発電システムは1kWあたり2万円(上限4kW)、太陽熱利用システムはソーラーシステム(強制循環型)が10万円/件、太陽熱温水器(自然循環型)が5万円/件、蓄電システムは機器費の1/3(上限50万円まで)としている。

(3) 京都市水垂埋立処分地における大規模太陽光(メガソーラー)発電所の誘致

平成23年3月に策定した「京都市地球温暖化対策計画」において、「エネルギー創出・地域循環のまち」を実現するために再生可能エネルギーの導入拡大を掲げており、更に、平成24年3月に取りまとめた「はばたけ未来へ！京プラン 実施計画」において、「低炭素・循環型まちづくり戦略」のリーディング・プロジェクトとして「大規模太陽光(メガソーラー)発電所の設置」を具体的に掲げ、京都市水垂埋立処分地における誘致を進めてきた。

ア 設置場所

京都市水垂埋立処分地(京都市伏見区淀樋爪町地内)

イ 規模

敷地面積 約89,000 m²

出力2.1MW(2,100kW) × 2基

年間約4,200MWh(420万kWh)の電力量(一般家庭の約1,000世帯分の年間電力消費量に相当)を発電することが可能

ウ 事業者

- ・SBエナジー(株)(代表企業、発電事業者)
- ・(株)京セラソーラーコーポレーション(太陽光パネル等メーカー)
- ・京セラコミュニケーションシステム(株)(施工業者)

エ 事業における事業者と京都市の役割

- ・事業者：大規模太陽光発電所の建設、運転管理及び売電事業
- ・京都市：大規模太陽光発電所設置用地の提供

オ これまでの経過

平成24年2月 1日	事業者の公募
2月 29日	事業者選定
3月 5日	事業者決定
4月上旬	工事着手
7月 1日	第1基運転開始(再生可能エネルギー買取法施行後全国初)

(同日)の運転開始)

9月1日 第2基運転開始

カ 事業期間

平成24年3月6日から平成44年6月30日まで

(4) 市民協働発電制度の創設

京都市地球温暖化対策計画〈2011～2020〉において、市民など協働で太陽光発電設備を設置し、誰もが再生可能エネルギーの普及に関わることができる「市民協働発電の実施」を掲げている。

平成24年8月に市民協働発電制度検討委員会を設置し、年度内に第1号の発電開始を目指して、制度の構築を含めた具体的な事業化に向けた検討を行っている。

(5) 指定都市自然エネルギー協議会

政令指定都市は、多くの人口を抱えるエネルギーの大消費地であり、また、市民と共に、安心安全な生活を築いていく基礎自治体である。そのような政令指定都市での、再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、調査研究・政策提言に取り組む。今後の方針として、指定都市間で再生可能エネルギーに関する情報共有を図り、更なる調査研究や政策提言を行っていくため、年間2回の総会の開催の他、具体的な調査研究・政策提言の検討を行う部会、情報交換や会員間交流を行うセミナーの開催などを予定している。

○ 平成23年7月27日：指定都市自然エネルギー協議会設立。

(門川京都市長が会長に選出)

○ 調査研究・政策提言を一層具体的に進めるための部会を設置。

○ 平成24年3月19日：第2回総会。部会において検討を行った再生可能エネルギー普及の鍵となる「再生可能エネルギー買取法」の運用についての提言を採択。総会后、提言書を経済産業副大臣及び首相補佐官に手渡した。

7 国際的な地球温暖化対策

地球温暖化対策の模範となる取組を世界に発信し行動の輪を広げることが、京都議定書誕生の地である本市の使命であるため、国際的な地球温暖化対策の取組を推進している。

(1) イクレイを通じた取組

平成8年に、持続可能な開発に積極的に取組む自治体等で構成される国際的な連合組織である「ICLEI（イクレイー持続可能性を目指す自治体協議会）」に加盟し、世界の自治体と連携して地域レベルでの取組を推進している。

平成23年度には、11月に南アフリカ共和国・ダーバンで開催されたCOP17において、榊本前市長が設立発起人である気候変動に関する世界市長・首長協議会(WMCCC)を通じて、本市の気候変動対策が掲載された『都市気候レジストリ第一次報告書』が提出されたほか、イクレイの組織体制の改革に伴い地域理事会が新設されることとなり、3月に門川市長が

日本を代表するイクレイ東アジア地域理事に就任した。

平成24年度も引き続き、イクレイを通じて先進的な地球温暖化対策事例を収集するとともに、本市の取組を世界に発信していく。

(2) 「KYOTO地球環境の殿堂」

平成21年度に「京都議定書」誕生の地、国立京都国際会館において、地球環境の保全に著しく貢献した方を顕彰し、その功績を永く後世にたたえる「KYOTO地球環境の殿堂」を創設し、平成21年度、22年度に各3名、平成23年度に2名の「KYOTO地球環境の殿堂」入りを決定した。平成24年度においても、新たな殿堂入りを招へいし、表彰式を開催する。

また、表彰式に併せて、自然との共生や持続可能な社会を形成するための新たな価値観や経済・社会の仕組みを国内外に向けて発信する「京都環境文化学術フォーラム」を開催している。

8 京都市役所における地球温暖化対策

平成18年3月に策定した地方公共団体として本市が行う事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの削減のための措置に関する計画である「京都市役所 CO₂削減アクションプラン」の進捗管理を行い、温室効果ガス排出量の削減を図ってきた。

平成22年度にアクションプランの計画期間が終了したことを受け、平成32年度までの計画「京都市役所 CO₂削減率先実行計画」を平成23年度に策定し、温室効果ガス排出量削減の取組を推進している。

(1) 「京都市役所 CO₂削減率先実行計画」

ア 目的

- ・ 市内有数の大規模事業者として、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努め、本市の目指す削減目標及び我が国に課せられた削減目標の達成につなげる。
- ・ 率先した取組を進め、公表することにより、市民、事業者の参加と協働による取組の推進を図る。
- ・ 事業者としての取組を推進することにより、本市職員の地球温暖化問題に対する関心を向上させ、全庁を挙げた地球温暖化対策の推進を図る。

イ 計画期間

2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間

ウ 計画の対象範囲

外郭団体、独立行政法人を除く組織の、全ての事務事業、施設管理（指定管理者制度による施設の運営管理を含む。）

エ 目標

2020（平成32）年度までに温室効果ガス排出量を2004（平成16）年度から25%以上削減（別途、事業・施設別に目標設定）

各部門における排出量削減目標

単位：トン-CO₂

年度	基準年度	最新年度	目標年度 2020 (H32)	
	2004 (H16)	2010 (H22)	排出量	増減割合
				基準年度比 (最新年度比)
合計排出量 (削減効果量差引後)	506,877	437,873	377,018	-25.6% (-13.9%)
合計排出量	524,769	453,195	400,110	-23.8% (-11.7%)
事務系	18,479	17,673	15,989	-13.5% (-9.5%)
事業系	369,817	294,823	253,064	-31.6% (-14.2%)
市民 サービス系	136,473	140,699	131,057	-4.0% (-6.9%)
削減効果量	17,892	15,302	23,092	29.1% (50.9%)
ごみ発電	17,892	15,302	21,344	19.3% (39.5%)
バイオ ガス発電	—	—	1,748	—

(2) 京都市役所総排出量削減推進事業

市役所からの温室効果ガス排出量の着実な削減を図るうえでは、運用改善等のソフト対策が必須である。そこで、各所属に使用電力の測定機器（省エネナビ）を導入することによって、所属ごとのエネルギー使用量の「見える化」を図り、職員一人ひとりの省エネ意識を喚起し、本市からの温室効果ガス排出量の削減につなげる。

平成23年度から本庁舎の各執務室に省エネナビを順次設置し、使用電力量のデータ収集を行っている。（設置箇所数（平成24年10月1日現在）：19箇所）

9 その他の地球温暖化対策の取組

(1) 京のアジェンダ21推進事業

平成9年12月の「国連気候変動枠組み条約第3回締結国会議（COP3）」の開催を控えた同年10月に、市民生活や経済活動を消費型から循環型へ変革し、持続型社会づくりを目指す行動計画として、「京のアジェンダ21」を策定した。「京のアジェンダ21」の普及啓発、実践活動を推進するため、市民・事業者参加のパートナーシップ組織として、平成10年11月に「京のアジェンダ21フォーラム」を設立した。

- ・ 会員数 503（個人212人、団体291団体、平成24年3月末現在）

【これまでの主な成果】

平成13年度 「KES認証事業部」設置、KES審査登録を開始

- 平成 14 年度 「省エネラベル」を活用した省エネ製品グリーンコンシューマーキャンペーン実施。省エネ法において、全国統一の省エネラベルとして採用
- 平成 19 年度 「京（みやこ）グリーン電力証書」の制度施行
- 〃 「京都環境コミュニティ活動(KESC)」プロジェクト実施
- 平成 20 年度 「京（みやこ）グリーン電力証書」制度（販売電力量 63,000kWh）
- 平成 21 年度 「京（みやこ）グリーン電力証書」制度を京グリーン電力運営協議会に移行
- 平成 22 年度 「京のアジェンダ 21（発展・補強版）」の策定

(2) 京エコロジーセンター運営

地球温暖化防止京都会議（COP3）の開催（平成 9 年 12 月）を記念し、平成 14 年 4 月 21 日に開館した。身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで、幅広い視点に立った環境意識の定着を図り、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場所で、環境にやさしい実践活動の輪を広げるための拠点施設として運営している。

(3) DO YOU KYOTO? クレジット制度

市民や中小事業者による主体的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、省エネ活動などにより実現した CO₂ 削減量をクレジットとして認証し、市内のイベントや主催者がこれをカーボンオフセットに活用する「DO YOU KYOTO? クレジット制度」を平成 23 年 8 月に創設した。

京都で創出されたクレジットが京都で活用されるとともに、イベント参加者や大企業の資金が中小事業者やコミュニティの活動を支えるという、CO₂ クレジットの京都版「地産地消」モデルを構築する。

【創出実績】

- ・ 9 団体、約 160 トンを認証（平成 23 年度）

【活用実績（平成 24 年 10 月 1 日現在）】

- ・ 京都サンガ F.C. のホームゲーム（平成 24 年 5 月 26 日及び 8 月 19 日以降 7 試合）をオフセットすることで 26.4 トン（予定）を活用
- ・ 京都リサーチパークで開催されたイベント『KRP-WEEK』（平成 24 年 7 月 28 日～8 月 5 日）をカーボン・オフセットにて実施することで 4.0 トンを活用

(4) 環境未来都市

「環境未来都市」構想は、日本再生戦略（平成 24 年 7 月閣議決定）に掲げる具体策として、国が環境未来都市を選定し、構想推進のための諸施策を集中実施することにより、環境、超高齢化対応等の面で世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、国内外への普及展開を図るものである。

本市が「環境未来都市」に選定されることは、本市の地球温暖化対策、少子高齢化対策等の更なる進展と関連産業振興の原動力となるとともに、国内外に本市の取組を発信し、波及・展開していく力となるため、「環境未来都市」として選定を受けられるよう取り組む。